

| |
|--------------|
| 国土交通省近畿地方整備局 |
| お知らせ |

| | |
|----------|----------------------|
| 配布 日時 | 平成21年3月31日 13時00分 |
|----------|----------------------|

| | |
|----|-------------------|
| 件名 | 淀川水系河川整備計画の策定について |
|----|-------------------|

| | |
|----|--|
| 概要 | 近畿地方整備局では、平成20年6月20日に淀川水系河川整備計画（案）を公表し、河川法に基づき関係府県知事の意見聴取を行って来ましたが、この度、関係府県知事からの意見が出揃ったのを受け、これらの意見を踏まえて、淀川水系河川整備計画を策定しました。 |
|----|--|

| | |
|----|--|
| 取扱 | |
|----|--|

| | |
|----------|---|
| 発表 場所 | 新館 3階第B会議室（近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ） |
| | 神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ所属で資料が必要な方は、「近畿地方整備局記者クラブの亀田（かめだ）（06-6942-1141 内線2811）」にお問い合わせ願います。 |

| | |
|--------|--|
| 問い合わせ先 | 近畿地方整備局 河川部 河川調査官 宮武 晃司 電話：06-6942-1141（内線：3513） |
|--------|--|

平成 2 1 年 3 月 3 1 日
国土交通省近畿地方整備局

淀川水系河川整備計画の策定について

1. 経緯

○近畿地方整備局は、淀川水系河川整備計画(案)を平成20年6月20日に作成・公表し、河川法に基づいて関係府県知事の意見をお聴きしました。

○これに対し、平成 2 1 年 2 月中旬から 3 月上旬までに、関係府県知事から意見が近畿地方整備局に提出されました。

【別添資料 1 : 関係府県知事意見書】

2月10日 三重県知事、兵庫県知事
2月13日 滋賀県知事、大阪府知事、奈良県知事
3月 2日 京都府知事

○近畿地方整備局は、関係府県知事から提出された意見を受け、内容の正確な理解のための確認作業や関係機関との調整を行った上で、本日、淀川水系河川整備計画を策定しました。

【別添資料 2 : 淀川水系河川整備計画の概要】

【別添資料 3 : 淀川水系河川整備計画】

2. 関係府県知事意見の対応

○関係府県知事の意見のうち、その主旨が河川整備計画(案)に記述されていなかったものは本文の修正を行いました。

【別添資料 4 : 淀川水系河川整備計画の変更箇所対比表】

○また、河川整備の実施段階で検討すべき事項については、必要に応じて関係機関との連携を図りながら対応します。

3. 大戸川ダムに関する考え方

(要点)

- ①大戸川ダムの本体工事は当面実施しない（凍結する）。
- ②将来、ダム本体工事に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更する。
- ③大戸川ダムの準備工事として県道大津信楽線の付替工事はダム予算をもって継続する。

- 6府県の知事意見について、各府県に具体的な内容を確認して、河川整備計画（案）の修正を行いました。
- 特に、焦点となっている大戸川ダムについては、大阪、京都及び滋賀の三府県知事の共通した意見は「一定の治水効果は認めるが、優先順位の問題から河川整備計画には位置づける必要はない」ということでしたが、一方で大戸川ダムに直接関係する大津市や宇治市をはじめとする沿川市町長からは整備の促進を直接要望されるなど、知事と関係市町長との考え方が異なっており、その扱いに大変苦慮いたしました。
- 大戸川ダムは、河川整備計画（案）でもお示したように、段階的な目標として、戦後最大の洪水に対する安全性を確保するためには必要です。
- しかしながら、その整備手順として、中・上流部の河川改修や他の洪水調節施設の整備手順を考慮すれば、必ずしも優先しなければならないものではなく、知事意見にもあるように、「中・上流部の河川改修の進捗とその影響を検証」して整備時期を検討するという考え方にも一定の合理性があると考えています。
- そこで河川整備計画では、「ダム本体工事については中・上流部の河川改修の進捗状況とその影響を検証しながら実施時期を検討する。」こととし、「これまで進捗してきた準備工事である県道大津信楽線の付替工事については、交通機能を確保できる必要最小限のルートとなるよう見直しを行うなど徹底的にコストを縮減した上で継続して実施する。」こととしました。
- ダム本体工事に着手する場合は、河川整備計画を変更する必要がありますので、その際には、改めて知事等のご意見をお聴きします。